

懲戒処分の公表

令和5年4月28日

豊橋市長 浅井由崇

豊橋市代表監査委員 古池弘人

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	市民協創部
職種又は職務の級	課長補佐
年齢	50歳代
性別	男
処分内容	停職 2月
処分理由（事案概要）	
（概要） 令和5年1月25日（水）午後7時30分頃、帰宅途中のガソリンスタンドにて給油後に、自らの精算レシートのほか、残されていた他人の精算レシートを精算機に通して釣銭を取得した。	
（処分理由） 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。	
処分年月日	令和5年4月28日

所属の部局	監査委員事務局
職種又は職務の級	主査
年齢	60歳代
性別	男
処分内容	減給 10分の1 1月
処分理由（事案概要）	
（概要） 令和4年11月29日（月）午後8時25分頃、私用のため運転中、豊橋市小池町字原下及び鴨田町地内付近の交差点にて交差点安全進行義務違反により自転車との衝突事故を起こし、相手方に怪我を負わせた。	
（処分理由） 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。	
処分年月日	令和5年4月28日